

内閣参質一八三第二六号

平成二十五年二月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

参議院議長 平田健二殿

参議院議員又市征治君提出一般用医薬品のネット販売に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員又市征治君提出一般用医薬品のネット販売に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の経過措置の延長の必要性については、現在、厚生労働省が開催している「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」（以下「検討会」という。）におけるインターネット販売等（薬局又は医薬品の店舗販売業の店舗以外の場所にいる者に対するインターネット、郵便その他の方法による一般用医薬品の販売又は授与をいう。以下同じ。）に関する制度の見直しについての議論の状況等を踏まえて検討してまいりたい。

二について

検討会の構成員については、インターネット販売等に関する制度の見直しについて十分な議論が行われるよう、インターネット販売等に関する団体の関係者、消費者団体の関係者、有識者等に幅広く参加いただくこととしたものであり、検討会においては、今後、必要に応じて、構成員以外の有識者からの意見聴取等も行われるものと考えている。また、今後、新たに一般用医薬品の販売又は授与を行おうとしている者については、把握しておらず、検討会への参加も呼びかけていない。

三について

薬剤師等が一般用医薬品の販売又は授与を対面で行うことについては、平成十七年十二月十五日に取りまとめられた厚生科学審議会医薬品販売制度改革検討部会の報告書において、その必要性が指摘されている。御指摘の平成二十五年一月十一日の最高裁判所の判決を受けて、現在、検討会においてインターネット販売等に関する制度の見直しについて議論が行われているところであり、その中で、今後、一般用医薬品の販売又は授与に関する適切な情報提供等の方法などについても議論が行われるものと考えており、厚生労働省としては、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたい。

四、五、七及び八について

インターネット販売等に関する制度の見直しについては、現在、検討会において議論が行われているところであり、厚生労働省としては、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたい。

六について

インターネット販売等に関する制度の見直しについては、現在、検討会において議論が行われているところであり、厚生労働省としては、その状況を踏まえて、必要に応じて、消費者庁との間で情報を共有す

るなど、同庁と連携して取り組んでまいりたい。なお、二についてで述べたとおり、検討会においては、消費者団体の関係者にも参加いただき議論が行われているところである。

